



平成 26 年 7 月 29 日

各 位

会社名 東邦化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 中崎 龍雄
(コード番号 4409 東証 2 部)
問合せ先 総務本部長 天海 孝
(TEL. 03-5550-3737)

「内部統制システム構築の基本方針」の改訂に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 29 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を改訂することを決議しましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

＜コーポレート・ガバナンス体制＞

- ① 当社取締役は、法令、定款、取締役会規則の定めに従い、毎月開催する定時取締役会、適宜開催する臨時取締役会で、当社及びグループ各社の職務執行状況を報告し、重要な経営判断を審議・決定する。取締役会は、社外取締役（独立役員）を含む取締役で構成しており、意思決定の透明性、客観性を確保する。
- ② 監査役は、法令、定款、監査役会規則の定めに従い、取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監査する。監査役会は、当社出身者及び独立役員を含む社外監査役で構成しており、公正、公平な視点で監査を行う体制である。
- ③ 常勤監査役は、取締役会、董事会等の重要な会議への出席、往査等を通じ当社及びグループ各社の取締役の職務の執行を監査する。
- ④ 当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、取締役会で定期的に検証を行い、本基本方針の見直しを含め、必要に応じた対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

＜コンプライアンス体制＞

- ⑤ 当社及びグループ各社は、職務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項を「行動規範」として定めており、代表取締役社長がその精神を取締役及び従業員に繰り返し伝えることにより良好な企業風土

作りを行う。

- ⑥当社は、代表取締役社長が委員長を務め、各部門を所管する取締役及び社外取締役等から構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及びグループ各社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制の整備を図る。
- ⑦当社は、グループ規範として定めた行動規範、コンプライアンス・マニュアルに従い、取締役及び従業員が、自らの問題として内部統制、コンプライアンスをとらえ、業務にあたるよう教育、研修等を行う。
- ⑧当社は、内部統制上の不備、コンプライアンス違反行為等を発見した場合に、通常の報告ルートとは別に、当社及びグループ各社の従業員が、直接、通報・相談できる窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを設置する。
- ⑨当社及びグループ各社は、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、決して不正な要求には応じないとの基本姿勢を行動規範に定めており、その周知徹底を図ると共に、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役会議事録、稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報について、法令、定款、取締役会規則、稟議規程、情報管理規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ②これら情報を保存及び管理する体制は、必要に応じて適時見直し、改善を図る。

3. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①当社は、当社及びグループ各社の損失の危険に対処する体制等をリスク管理規程として定める。
- ②リスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会が、当社各部門及びグループ各社に係るリスクを横断的に管理する。
- ③当社各部門及びグループ各社は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」の決定に基づき、毎期、部門ごとにテーマを定め、必要な施策を実施する。

4. 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに単年度計画を立案し、全社的な目標を明確化する。
- ②各取締役は、所管する部門及びグループ各社において、①で定めた中期経営計画、単年度計画に沿った具体的な施策を策定し、効率的な職務執行を図る。
- ③当社は、取締役会を毎月1回定時に、又は必要に応じ臨時に開催することとし、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業運営を図る。
- ④当社部長職以上並びに当社グループ各社長が参加する全社会議（全体会議）、事業分野別の分野会議（分野会議）を半期ごとに開催して、情報を共有化し、経営・事業目標の効率的な達成を図る。

5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社の取締役、監査役又は従業員をグループ各社の取締役(董事)又は監査役(監事)として派遣することで、グループ会社の管理体制を強化する。
- ② 当社は、グループ会社の事業と関係が深い当社部門を当該グループ会社の所管部門と定め、組織ならびに業務分掌規程、関連子会社管理規程に基づき、グループ会社の業務の適正を確保する。
- ③ 総務、経理、情報管理などの専門性が高い業務については、当社の当該部門がグループ各社を支援・助言する。
- ④ グループ各社の重要な決定事項は、当社取締役会の承認事項、報告事項と定めている。
- ⑤ 当社は、当社グループ間の取引に関しては、法令その他社会規範等に照らし、適切な運用を行う。
- ⑥ 当社内部監査室は、当社及びグループ各社をモニタリングし、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会、又は必要に応じて当社及び各社の取締役会に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社は、内部監査室員又は総務部員が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する体制である。

7. 前項の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務の補助に携わる前項の従業員の任命・異動等、人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 前項の従業員が監査役の職務の補助に携わる際には、監査役の指揮命令下に置くものとし、そのことを取締役及び従業員に周知することで、監査役の指示の実効性を確保する。

8. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 当社及びグループ各社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- ② 当社及びグループ各社の取締役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、法令や定款に違反する行為、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 当社内部監査室は、内部監査、内部統制評価の結果を遅滞なく監査役に報告する。

9. 上記報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役へ報告を行った当社及びグループ各社の取締役、従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社の取締役、従業員等に周知徹底する。
- ② 当社は、コンプライアンス・ヘルプラインに通報した者が、通報したことにより不利な扱いや報復、差別を受けないことを当社規程で明文化している。

10. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役の通常の職務執行で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支払を行う。
- ② 監査役が、前号①以外で、特別にその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役は、取締役会、全体会議、コンプライアンス・リスク管理委員会、さらにグループ各社の取締役会、董事会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況等を把握する。
- ② 監査役は、稟議書等の決裁書類、その他重要な報告書等を閲覧することができる。
- ③ 監査役会は、代表取締役社長、内部監査室、会計監査人と、それぞれ定期的に意見交換する機会を設ける。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、企業情報の適時・適切な開示を行動規範で明確にしており、信頼性ある財務報告の重要性を取締役及び従業員共通の認識としている。
- ② 当社及び連結グループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する業務に必要十分な内部統制を整備し、運用する。
- ③ 内部監査室が当社及びグループ各社の内部統制の有効性を評価してコンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に報告を行い、万一不備が発見された場合は、コンプライアンス・リスク管理委員会
が主導して是正を行う体制である。

平成 18 年 5 月 18 日 策定
平成 20 年 1 月 29 日 改訂
平成 20 年 4 月 25 日 改訂
平成 21 年 4 月 24 日 改訂
平成 21 年 5 月 29 日 改訂
平成 25 年 7 月 26 日 改訂
平成 26 年 7 月 28 日 改訂
平成 27 年 7 月 29 日 改訂

以上